

市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地における安全及び安心の確保並びに生活環境の改善を目指し、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があり、適正に管理されていない老朽危険建物や狭あい道路沿道建物の除却を推進し、後退道路用地を確保し狭あい道路の整備を図るため、予算の範囲内において市街地住環境整備建物等除却助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路で、市道認定（道路法（昭和27年法律第180号。）第8条第1項に規定する道路をいう。）を受けた道路又は法定外公共物である里道をいう。
- (2) 道路後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる道路の境界線をいう。
- (3) 後退道路用地 狹あい道路と道路後退線の間に存在する土地及び道路の交差点で曲がり角を通りやすくするための敷地出隅部分の隅切り道路用地をいう。
- (4) 北条市街地 別図に示す区域をいう。
- (5) 不良住宅 主として居住の用に供される建築物又は居住の用に供されていた建築物の部分で、別表第1に定める判定基準における合計点数が100点以上であり、かつ、加西市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年加西市条例第23号）第8条第2項の規定に基づき、指導を受けたものをいう。
- (6) 空き家住宅等 現在使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みがない住宅をいう。
- (7) 居住住宅等 現在居住の用に供されている住宅又は、居住以外の用に供されている建築物をいう。
- (8) 支障物 後退道路用地内にある、門、塀、生垣、擁壁その他これらに類するもので、狭隘道路の支障となるものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表第2及び別表第3の市街地住環境整備事業に該当する建物及び支障物（以下「助成対象建物等」という。）の除

却工事（以下「助成対象工事」という。）を行うもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北条市街地内での助成対象工事であること。
- (2) 助成金の交付決定前に着手した工事でないこと。
- (3) 既にこの要綱による助成金の交付を受けて解体撤去した又は解体撤去しようとする建築物と同一の敷地内において行う工事でないこと。
- (4) 加西市の入札参加資格に登録されている者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者が施工する工事であること。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成対象建物等を所有する者（以下「所有者」という。又はその相続人）であって、当該助成対象建物等の除却工事を実施しようとする者。
- (2) 所有者の他に、当該助成対象建物等の所有権その他の権利を有する者（以下「共有者等」という。）がある場合には、当該助成対象建物等の除却について、全ての共有者等の同意を得ていること。
- (3) 助成対象者及びその世帯に属する者が、申請年度の前年度までの市税等を滞納していないこと。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、助成対象建物の解体、運搬、処分等に必要な経費とし、家財道具の撤去、運搬、処分等の経費は含まない。

（助成金の額等）

第6条 助成金の額等は、別表第4及び別表第5に定める額とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成対象者は、助成対象工事に着手する前に、市街地住環境整備建物等除却助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取り図）
- (2) 平面図
- (3) 現況写真（外観・内観）

- (4) 登記全部事項証明書（土地及び建物）又は所有者を確認できる書類
 - (5) 解体撤去工事の工事見積書
 - (6) 第3条第4号に規定することを証する書類の写し
 - (7) 加西市空き家等の適正管理に関する条例第8条第2項又は第9条第1項の規定に基づき市長が指導を行った書面の写し
 - (8) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、市街地住環境整備建物等除却助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

（事業内容の変更又は中止）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象工事の内容を変更しようとするとき、又は助成対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ市街地住環境整備建物等除却事業変更（中止）申請書（様式第3号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を承認するときは、助成事業者に対し市街地住環境整備建物等除却事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の実績報告）

第10条 助成事業者は、助成対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに市街地住環境整備建物等除却事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) 助成対象工事の工事写真（施工前、施工中、施工後）
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定に基づく届出の写し（助成対象工事が同法第9条第1項の対象工事に該当するものに限る。）
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は助成対象工事が完了していることを確認後、助成金の額を確定し、市街地住環境整備建物等除却助成金交付額確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は助成事業者からの市街地住環境整備建物等除却助成金交付請求書（様式第7号）の提出により助成金を交付する。

(助成金の返還等)

第13条 市長は助成事業者が次の各号に該当すると認めたときには、助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (2) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

不良住宅判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	(1) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(2) 柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5センチメートル未満のもの	20	
	(3) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(4) 床	主要な居室の床の高さが45センチメートル	10	

		未満のもの又は主要な居室の床がないもの		
	(5) 天井	主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(6) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
構造の腐朽 又は補損の 程度	(1) 床	イ 根太落ちがあるもの	10	
		ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(2) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	100
	(3) 外壁又は 界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出をしているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(4) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50	

防火上又は 避難上の構 造の程度	(1) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	(2) 防火壁、 界壁	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔 壁等が不備であるため防火上支障があるも の	10	
		ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔 壁等が著しく不備であるため防火上危険が あるもの	20	
	(3) 屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの	10	
	(4) 廊下、階 段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備で あるため避難上支障があるもの	10	
		ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく 不備であるため避難上危険があるもの	20	
電気 設備	(1) 主要な居 室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	20	30
	(2) 共用部分 の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
給水 設備	(1) 水栓の位 置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		イ 井戸水を直接利用するもの	15	
	(2) 給水源	ロ 雨水等を直接利用するもの	30	
		イ 水栓を共用するもの	10	
	(3) 水栓の使 用方法	ロ 水栓を10戸以上で共用するもの	20	
排水 設備	(1) 汚水	イ 汚水の排水端末が吸いこみますであるも の	10	30
		ロ 汚水の排水設備がないもの	20	
	(2) 雨水	雨樋がないもの	10	
台所	(1) 台所の有	台所がないもの又は仮設のもの	30	30

	無			
	(2) 台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
		ロ 台所に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
	(3) 台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	10	
便所		ロ 台所を10戸以上で共用するもの	20	
	(1) 便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	
	(2) 便所の位置	便所が戸内にないもの	10	
	(3) 便所の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	5	30
	(4) 便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10	
		ロ 便所を10戸以上で共用するもの	20	

別表第2 (第3条関係)

市街地住環境整備事業

建物敷地が接道する道路の種別	後退道路用地内の建物の有無	除却建物種別	建物除却後跡地の条件	助成制度の区分
		不良住宅（注4）	無	A
狭あい道路（注1）	有	空き家住宅等	地域活性化のための計画的利用に供されるもの（注2）	A
			無	B
	無	居住住宅等	無	B
	空き家住宅等	地域活性化のための計画的		A

			利用に供されるもの(注2)	
			無	B
	居住住宅等	地域活性化のための計画的 利用に供されるもの(注2)		B
		無		対象外
狭あい道路に該 当しない幅員4 m未満の道路	空き家住宅等	地域活性化のための計画的 利用に供されるもの(注2)		A
		無		対象外
幅員4m以上の 道路(注3)	居住住宅等	無		対象外
	空き家住宅等	地域活性化のための計画的 利用に供されるもの(注2)		A
		無		対象外
	居住住宅等	無		対象外

(注1) 助成対象事業の実施については、後退道路用地を市に寄付又は市と無償使用土地貸借契約を締結すること。

(注2) 建物除却後の跡地は、公共・公益施設用地等に活用し、良好な環境の形成及び地域活性化に資すること。

(注3) 法第42条第1項第1号に規定する道路をいう。

(注4) 狹あい道路に接道する不良住宅の助成対象事業の実施については、後退道路用地を市に寄付又は市と無償使用土地貸借契約を締結すること。

別表第3(第3条関係)

支障物が接道する道路の種別	支障物の種別	助成制度の区分
狭あい道路(注1)のみを対象とする	ブロック塀等	C
	R C造塀等	D
	フェンス等	E
	植樹伐採	F
	花壇等	助成無

別表第4(第6条関係)

助成制度の区分	助成金	助成限度額

A	助成対象経費の4／5 (千円未満端数切捨て)	1,000,000円 500,000円
B		

別表第5 (第6条関係)

助成制度の区分	助成金	助成限度額
C	1 m ² あたり4,900円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	
D	1 m ² あたり5,400円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	
E	1 m ² あたり1,100円を乗じた額 (千円未満端数切捨て)	
F	幹周20 cm以上40 cm未満	1本あたり4,500円
	幹周40 cm以上60 cm未満	1本あたり9,300円
	幹周60 cm以上90 cm未満	1本あたり23,500円
	幹周90 cm以上130 cm未満	1本あたり62,200円
	幹周130 cm以上170 cm未満	1本あたり106,100円
	幹周170 cm以上	1本あたり140,000円

年 月 日

加西市長

様

住所

氏名

印

市街地住環境整備建物等除却助成金交付申請書

年度において市街地住環境整備事業を実施したいので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象物の所在地 加西市

2 対象物の用途 _____

3 対象物の構造 造

4 建物の階数 地上 階

5 建築面積 _____ m² 延床面積 _____ m²
工作物の見付面積 _____ m²

6 事業の着手予定年月日 年 月 日

事業の完了予定年月日 年 月 日

7 交付申請額 _____ 円

8 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 現況写真（外観・内観）
- (4) 登記事項証明書（土地及び建物）又は所有者を確認できる書類
- (5) 解体撤去工事の工事見積書
- (6) 第3条第4号に規定することを証する書類の写し
- (7) 加西市空き家等の適正管理に関する条例第8条第2項又は第9条第1項の規定に基づき市長が市道を行った書面の写し
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

加西市長

市街地住環境整備建物等除却助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました助成金の交付について、下記のとおり決定した
ので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 建物の所有者 住所 _____
氏名 _____

2 建物の所在地 _____

3 助成事業経費 _____ 円
助成対象経費 _____ 円
助成決定額 _____ 円

4 助成金の交付条件

助成事業者は、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

加西市長

様

住所

氏名

印

市街地住環境整備建物等除却事業変更（中止）申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けました助成金について、次の通り内容等を変更したいので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更理由

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

加西市長

市街地住環境整備建物等除却事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付で変更申請のありました助成金について、下記のとおり変更交付することを決定しましたので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 建物の所有者 住所 _____
氏名 _____

2 建物の所在地 _____

3 助成金の額及び事業に要する費用は次のとおり

助成金の額	円 (変更前)
	円 (変更後)

助成事業に要する経費	円 (変更前)
	円 (変更後)

助成対象経費	円 (変更前)
	円 (変更後)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

加西市長

様

住所

氏名

印

市街地住環境整備建物等除却事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた、市街地住環境整備事業について下記のとおり実施しましたので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第10条の規定により実績報告します。

記

1 建物の所在地

2 事業の着手年月日 年 月 日
事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票廃棄物（マニュフェスト）の写し
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) 助成対象工事の工事写真（施行前・施工中・施工後）
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届け出及び建設資材廃棄物引渡し完了報告書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

加西市長

市街地住環境整備建物等除却助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった助成金については記のとおり交付することを確定したので、市街地住環境整備建物等除却助成金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 建物の所有者 住所 _____

氏名 _____

2 建物の所在地 _____

3 助成事業経費 円 _____

助成対象経費 円 _____

助成決定額 円 _____

年 月 日

加西市長

様

住所

氏名

印

電話番号

市街地住環境整備建物等除却助成金請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のありました助成金について、市街地
住環境整備建物等除却助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
支店名	本店・支店 出張所	支店コード				
預金種別	普通・当座（いずれかに○）					
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

(注意事項)

- ・請求金額の訂正は無効です。
- ・口座名義人と申請者は同一人としてください。

別図（第2条関係）

